

やまぐち希望大使等派遣事業実施要領

(趣旨)

- 1 市町や市町が支援する認知症カフェ等が実施する啓発事業や研修会、ピアサポート活動に認知症の人を派遣し、各地域における認知症の人の視点に立った施策の推進と認知症当事者の社会参加の促進を図るため、やまぐち希望大使等派遣事業の実施について、必要な事項を定める。

(登録)

- 2 活動を希望する認知症の人（認知症本人大使「やまぐち希望大使」設置要綱第1条のやまぐち希望大使その他ともに地域づくりに参画する意欲等のある認知症の人。以下「希望大使等」という。）は、居住地の市町を経由して、別紙1「やまぐち希望大使等活動登録届」を県長寿社会課に提出する。

(役割及び活動)

- 3 希望大使等は、本人の希望や体調により無理のない範囲で、次の活動を行う。
 - (1) 市町が行う普及啓発活動への協力
イベント等への参加・協力、普及啓発教材への助言などを行う。
 - (2) 認知症サポーター養成への協力
市町等が行う認知症サポーターの養成や育成への協力を行う。
 - (3) その他市町等が行う地域づくりに関する取組への協力
ピアサポート活動による認知症カフェや認知症疾患医療センター（診断後支援）への協力や各市町における本人ミーティングの立上げ・活性化への協力等を行う。

(活動依頼と報告)

- 4 活動依頼と報告は以下のとおりとする。
 - (1) 市町又は認知症疾患医療センターが、希望大使等へ活動を依頼するときは、原則として当該活動の日の4週間前までに、別紙2「やまぐち希望大使等派遣申込書」を認知症の人と家族の会山口県支部に提出する。
 - (2) 認知症の人と家族の会山口県支部は、内容に応じて希望大使等と調整を行い、活動する希望大使等を紹介する。活動費用については、活動内容と予算額に応じて支給することとし、その基準額は5のとおりとする。
 - (3) 紹介による活動終了後、活動の依頼者は原則として2週間以内に、別紙3「やまぐち希望大使等活動報告書」を認知症の人と家族の会山口県支部に提出する。

(活動費の支給基準)

- 5 希望大使等が行う活動の費用については、予算の範囲内で原則として下表のとおりとする。なお、活動内容によっては、支給しないこともできる。

区分	謝礼	交通費
希望大使等	2,650円/時間	※1
支援者	2,650円/時間	※1

※1 旅費については県職員の旅費に関する規程を準用して支給する。

※2 謝礼・旅費を支給する支援者は1名までとする。

附 則

この要領は、令和5年8月25日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。